

岡山情報ハイウェイ接続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及びこれらに関する諸法令によるほか、岡山県（以下「県」という。）が電気通信役務を提供するために必要な事項を定めるとともに、インターネット利用に係る社会的ルールの普及啓発に必要なルールを明らかにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 岡山情報ハイウェイ 県の整備する通信回線、通信機器等の電気通信設備の一部を論理ネットワークとして区分し、県以外の者に使用させることができるものをいう。
- (2) 使用者 岡山情報ハイウェイと直接的に電気通信設備を介して接続することについて県の使用許可を受けた者をいう。
- (3) 接続拠点 使用者が岡山情報ハイウェイと接続することができる別表1に掲げる施設をいう。
- (4) 岡山情報ハイウェイ接続検討委員会 岡山情報ハイウェイへの接続を希望する事業者に対し行政財産使用許可を行うための審査の際、専門的な立場から指導又は助言を行うための機関をいい、岡山情報ハイウェイ接続検討委員会設置要領により定められる。

(接続の対象)

第3条 岡山情報ハイウェイへの直接の接続は、住民等に岡山情報ハイウェイを経由したサービスを提供する者及び岡山情報ハイウェイの利用により県民サービスの向上や地域の活性化が期待されると認められる事業者に対して行う。

(名称等の変更)

第4条 使用者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、速やかに県に届け出なければならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 使用者は、この要綱に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

(秘密の保持)

第6条 使用者、県の職員及び県が岡山情報ハイウェイの運用を委託する者は、岡山情報ハイウェイと使用者との接続に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。使用許可期間終了後も同様とする。

(提供役務)

第7条 県が岡山情報ハイウェイ上で提供する電気通信役務及びこれに付帯して使用させることができる接続拠点等の使用の内容は、別表2に掲げるものとする。

(使用許可)

第8条 岡山情報ハイウェイへ接続しようとする者（以下「接続申請者」という。）は、岡山情報ハイウェイ使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて県に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 岡山情報ハイウェイ使用計画書(様式第1-1号)
 - (2) 岡山県各県民局長が発行した県税(延滞金等を含む。)の納税証明書(作成後3箇月以内のものに限る。ただし、岡山県に納税義務がない者は不要。)
 - (3) 接続構成図
 - (4) ラック搭載図(ラックを自設した者に限る。)
- 2 県は、前項の規定による使用許可申請について適当と認められる場合は、使用許可書を当該接続申請者に交付するものとする。
- 3 前2項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする使用者(以下、変更申請者という。)は、場合は、岡山情報ハイウェイ使用変更許可申請書(様式第2号)に第1項第1号から第4号に掲げる書類のうち変更に係る物を添えて県に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 県は、前項の規定による使用変更許可申請について適当と認められる場合は、使用変更許可書を当該変更申請者に交付するものとする。
(使用許可の基準)

第9条 県は、岡山県税を滞納しておらず、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その使用を許可するものとする。ただし、許可に該当する場合であっても回線容量、接続端子数又は接続拠点の機器設置空間の不足が認められる場合は許可しないことができる。

- (1) 電気通信事業法第2条第5号に定める電気通信事業者が事業の用に供する場合
 - (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合
 - (3) 使用者が、第10条に定める使用許可の期間の更新を行う場合。ただし、使用目的の変更を伴う場合は除くものとする。
 - (4) 前3号に定める場合のほか、岡山情報ハイウェイ接続検討委員会の意見を聴いたうえで、岡山情報ハイウェイの効果的な活用により、生活利便性の向上や地域産業・経済の活性化、新技術蓄積等が促進されると認められる場合
- 2 使用者の設置する設備(以下、「接続機器等」という。)は、県の設備又は他の使用者の接続機器等に損傷又は障害を与えるおそれのある電力又は光出力を送出しないものでなくてはならない。
- 3 前2項のほか、使用者が特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3項に定める特定電気通信役務提供者である場合は、使用者において利用方法を定める規約等が整備されており、その利用規約等が次に掲げる社会通念上不適当と考えられる利用を制限しているものであることを要するものとする。
- (1) 法令に違反する行為
 - (2) 県の制定する青少年保護育成・健全育成を目的とする条例、消費者保護を目的とする条例、その他の条例に違反する行為
 - (3) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
 - (4) 他者の情報を改ざんし、又は消去する行為
 - (5) 他者になりすまして情報を不特定多数人に対して表示する行為
 - (6) 他者の電気通信設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運用に支障を

与える行為

- (7) 他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する情報を不特定多数人に対して表示する行為
 - (8) 他者の肖像権又はプライバシーを侵害する情報を不特定多数人に対して表示する行為
 - (9) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉をき損する情報を不特定多数人に対して表示する行為
 - (10) 猥褻又は幼児虐待に相当する情報を不特定多数人に対して表示する行為
 - (11) 無限連鎖講（ねずみ講）の取引を開設し、又はこれに勧誘する情報を不特定多数人に対して表示する行為
 - (12) 有害なコンピュータプログラム等を提供し、又は使用する行為
 - (13) その他、公序良俗に反する行為
 - (14) 前各号のいずれかに該当する他者のデータ・情報等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
 - (15) 岡山情報ハイウェイの信用をき損し、又は県の財産を侵害する行為、他者又は県に不利益を与える行為等、県が不適切と判断する行為
- 4 岡山情報ハイウェイの使用許可に該当する場合であっても、岡山情報ハイウェイを予備の電気通信回線としてのみ使用するときは、別表1に掲げる接続拠点のうちのNOCネットワークエリア及びNOCデータセンターエリア内に電気通信設備を設置することは許可しないものとする。
- 5 県内の地方公共団体を除く使用者が、岡山情報ハイウェイを使用しない者又は岡山情報ハイウェイを予備の電気通信回線として使用する者の用に供するために、別表1に掲げる接続拠点のうちのNOCネットワークエリア及びNOCデータセンターエリア内に電気通信設備を設置することは許可しないものとする。

（使用許可の期間）

第10条 使用許可の期間は、1年を超えることができない。なお、許可期間の始期が年度途中の場合は期間の終期を年度末とする。

（使用許可の条件）

第11条 県は、岡山情報ハイウェイを使用させるときは、この要綱に定めるもののほか使用者が遵守すべき事項を使用許可の条件として付することができる。

（接続工事）

第12条 使用者は、岡山情報ハイウェイの使用のために必要な接続拠点での機器の設置、電気通信回線の引き込み、又は他の通信事業者からの回線借り上げを自ら行うものとする。

（費用の負担）

第13条 県が岡山情報ハイウェイにおいて提供する電気通信役務の対価は無償とする。

2 県は、岡山県行政財産使用料徴収条例等に基づき、接続拠点に接続のための機器を設置する使用者から使用料及び管理経費を徴収する。

3 使用者が接続に要する機器費、工事費、他の通信事業者に支払う通信費その他一切の経費は、使用者が負担する。

（使用廃止の届出）

第14条 使用者は、岡山情報ハイウェイの使用を廃止しようとするときは、岡山情報ハ

イウェイ使用廃止届出書（様式第3号）により、あらかじめ県に届け出なければならない。

（責任の分界）

第15条 使用者と県との責任分界点は、県が接続用に設置した設備の接続端子とする。
（使用許可の取消し）

第16条 県が許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用者の了解を得ることなく、その使用許可を取り消すことができる。

2 県が許可の条件に違反する行為を認知した場合、又は県に対し許可の条件に違反する行為があったことに関し他者から通知があり、かつ県が必要と認めた場合には、使用許可の取消措置を講ずる前に、県は使用者に対し次のことを勧告することができる。

- (1) 使用許可条件に違反する行為を止めること及び同様の行為を繰り返さないこと。
- (2) 他者との間で、紛争の解消のための協議を行うこと。
- (3) 使用許可条件に違反して不特定多数人に発信されている情報を削除又は非公開とすること。
- (4) 使用許可条件に違反した行為者に対して除名措置をとるなど適切な対応をとること。

（接続機器等の管理）

第17条 使用者は、次により善良な管理者の注意をもって接続機器等を管理しなければならない。

- (1) 別に定める岡山情報ハイウェイ接続仕様基準及び県の提供する接続設定仕様書を遵守すること。
- (2) 使用者の接続機器等に起因する通信障害が発生した場合、原因調査及び復旧作業を速やかに行うこと。
- (3) 岡山情報ハイウェイの通信に障害が発生し、県の行う原因調査の結果、その原因が使用者の接続機器等に起因するものであると推測される場合、県から使用者に対する勧告に基づく原因調査及び復旧作業を速やかに行うこと。
- (4) 使用者の接続機器等について、他の使用者の接続機器等又は岡山情報ハイウェイ以外のネットワークに支障をきたすことのないよう適切に運用管理すること。
- (5) 使用者が自らの接続機器等に異常があると認めるときは、遅滞なく県に報告し、修繕その他必要な措置を講ずること。

（技術基準）

第18条 県は、電気通信役務を提供するための設備（以下、「県有電気通信設備」という。）を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持する。

2 県は、県有電気通信設備に障害が発生したことを知ったとき、又は使用者より岡山情報ハイウェイを使用することができなくなった旨を通知されたときは、別に定めるところにより、迅速かつ適切な対応を行い、速やかな通信の回復を図るものとする。

3 使用者は、県の責任分界点における電気通信役務の提供が維持されていないと認められるときは、県に対し設備の点検・検査を請求することができる。

（運用の中止）

第19条 県は、次の場合に、岡山情報ハイウェイの運用を中止することができる。

- (1) 県有電気通信設備の保守又は工事上やむを得ない場合
- (2) 県有電気通信設備の障害によりやむを得ない場合

- (3) 火災、停電等により岡山情報ハイウェイの運用ができなくなった場合
 - (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により岡山情報ハイウェイの運用ができなくなった場合
 - (5) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により岡山情報ハイウェイの運用ができなくなった場合
- 2 県は、使用者の接続機器等に障害が発生し、岡山情報ハイウェイ全体又は一部に支障を与えるおそれがある場合には、当該使用者の接続に係る部分の運用を中止することができる。
- 3 前2項の規定により岡山情報ハイウェイの運用を中止するときは、県はあらかじめその旨を使用者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。
(使用の制限)

第20条 県は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、使用者による岡山情報ハイウェイの使用を制限する措置を取ることができる。
(接続拠点の立入)

第21条 接続拠点は、部外者の立入を禁止する。

- 2 使用者が、自らの接続機器等の設置調整等を行うために接続拠点へ入室する必要がある場合は、2週間前までに申請し入室許可を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。
- 3 入退室の際は、原則として県の職員又は県が岡山情報ハイウェイの運用を委託する者が立会するものとする。
(免責)

第22条 県は、岡山情報ハイウェイによる電気通信役務の中断、遅延などが発生しても、その発生の理由に関わらず、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

- 2 岡山情報ハイウェイの使用に起因して、使用者間又は使用者と第三者間で紛争を生じた場合は、当該使用者が自己の費用と責任において解決するものとし、県は、一切の責任を負わない。
(電気通信役務等の停止処分)

第23条 県は、使用者が第13条に定める使用料等を督促後もなお納入しないときは、完納するまで電気通信役務の提供及び使用者の接続機器等への電力供給を停止することができる。
(その他)

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、県が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に県から岡山情報ハイウェイとの接続に係る行政財産使用許可を受けている者は、本要綱による岡山情報ハイウェイ使用許可を受けた者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年2月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年12月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年2月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年2月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

別表1

岡山情報ハイウェイ接続拠点

接続拠点名称	位 置
<p>NOC：ネットワーク管理室</p> <p>1) ネットワークエリア NOCのうち使用者が通信機器を設置して、本ネットワークと接続することができる範囲をいう。</p> <p>2) データセンターエリア NOCのうち自ら持つ機能やデータを他者に提供することを目的とするサーバ類を使用者が設置することができる範囲をいう</p>	岡山市北区大内田
<p>POP：接続拠点</p> <p>1) 県庁 POP 2) 東備 POP 3) 倉敷 POP 4) 井笠 POP 5) 高梁 POP 6) 阿新 POP 7) 真庭 POP 8) 津山 POP 9) 勝英 POP 10) 建部 POP 11) 総社 POP 12) リサーチパーク POP 13) 今村 POP</p>	<p>岡山市北区丸の内 和気郡和気町和気 倉敷市羽島 笠岡市笠岡 高梁市落合町近似 新見市高尾 真庭市勝山 津山市山下 美作市入田 岡山市北区建部町福渡 総社市窪木 岡山市北区芳賀 岡山市北区今</p>

別表2

提供する電気通信役務

種類	内容	提供地点	料金
地域IX(okix)	<p>使用者互間でIPv6・IPv4パケットを交換するインターネットエクスチェンジ機能を提供する。</p> <p>提供地点相互間でのインターネット通信は岡山情報ハイウェイ内で完結できる。</p> <p>外部へのインターネット接続は参加プロバイダと別途契約することが必要。</p> <p>提供通信品目 10BaseT, 100Base-TX, 1000Base-T, 1000Base-X(SFP), 10GBASE-X(SFP+)</p>	<p>NOC, 県庁 POP, 東備 POP, 倉敷 POP, 井笠 POP, 高梁 POP, 阿新 POP, 真庭 POP, 津山 POP, 勝英 POP, 建部 POP, 総社 POP, リサーチパーク POP, 今村 POP</p>	無料

広域イーサネット	高速レイヤ 2 スイッチでネットワークを構築したイーサネット網提供役務。 ネットワークは使用者ごとに VLAN による完全な閉域網で構成する。 提供通信品目 10BaseT, 100Base-TX, 1000Base-T	NOC, 県庁 POP, 東備 POP, 倉敷 POP, 井笠 POP, 高梁 POP, 阿新 POP, 真庭 POP, 津山 POP, 勝英 POP, 建部 POP, 総社 POP, リサーチパーク POP, 今村 POP	無料
----------	---	---	----

上記電気通信役務に付帯して使用することのできる接続拠点等の使用内容

種類	内容	提供地点	料金
通信機器ハウジング	接続拠点での通信機器設置環境の提供 NOC 共有ラック 1 / 4 ラック設置スペース AC100V/200V 60Hz 無停電電源 その他の接続拠点 共有ラック 6U AC100V 60Hz 無停電電源	NOC, 県庁 POP, 東備 POP, 倉敷 POP, 井笠 POP, 高梁 POP, 阿新 POP, 真庭 POP, 津山 POP, 勝英 POP, 建部 POP, 総社 POP, リサーチパーク POP	岡山県行政 財産使用料 徴収条例等 に基づき知 事が別に定 める建物使 用料及び電 気代
データセンター	NOC データセンターエリアでのサーバ類設置 環境の提供 共有ラック 1 / 4 ラック設置スペース AC100V/200V 60Hz 無停電電源 アクセス制御機能 サービス監視機能	NOC データセンター エリア	岡山県行政 財産使用料 徴収条例等 に基づき知 事が別に定 める建物使 用料及び電 気代等